淀川水系流域委員会 第 77 回委員会 (H20. 4. 22) 報告資料 1

□第76回委員会(H20.4.9開催)以降の会議開催経過について

種類	回	開催日	時間	場所	議題次第	結果 報告
委員会	第 76 回	2008.4.9	10:00~ 19:30	みやこめっせ	1)「淀川水系河川整備計画原案(平成 19 年 8 月 28 日)」 に対する意見(案)(080311 版)について	P2
委員会 作業検討会	第 12 回	2008.4.15	13:00~ 18:00	庶務事務所	1)「淀川水系河川整備計画原案(平成 19 年 8 月 28 日)」 に対する意見(案)(080311 版)の修文作業	1
委員会 作業検討会	第 13 回	2008.4.20	18:00~ 21:00	庶務事務所	1)「淀川水系河川整備計画原案(平成 19 年 8 月 28 日)」 に対する意見(案)(080311 版)の修文作業	_

淀川水系流域委員会 第 76 回委員会 (2008.4.9 開催) 結果報告

08.4.17 庶務発信

開催日時 2008年4月9日(水) 第1部10:00~12:00 第2部13:30~17:15 第3部17:40~19:30 場 所 みやこめっせ B1階 第1展示場B面

参加者数 │委員 20 名、河川管理者(指定席)23 名、一般傍聴者(マスコミ含む)214 名

1. 決定事項

- ・積み残しになっている重要な項目 (例:洗堰操作規則の変更等)を意見書に記述する。記述すべき項目について、意見がある委員は4/14(月)までに庶務に提出する。
- ・意見書案の修正は、委員長および副委員長が行う。修正が完了次第、委員に配布する。
- 2.報告:第75回委員会以降の会議開催経過、会議内容、河川管理者の異動について報告がなされた。
- 3. **審議の概要: 淀川水系河川整備計画原案(平成 19 年 8 月 28 日) に対する意見(案) 080311 版について** 審議資料 1-1 「各委員による修正文(案)」について審議がなされた。主な意見は以下の通り(例示)

○意見書案「3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如」について

- ・第2段落の記述は削除して、水需要管理に関する具体案を議論し、当事者の信頼関係を樹立していく ための「常設の利水者協議会の立ち上げ」について記述してはどうか。
 - →原案は総論としてはよいが(水需要の精査確認、水利権見直し、用途間転用等)、実際には原案とは違うことをやっている(伊賀市水道用水や大阪市の水余りへの対応等)。意見書案の記述のままでよい。
 - →「利水者会議の立ち上げ」はすでに原案に書かれている。あらためて意見書で言及する必要はない。
 - →利用する側が財政を負担してきたという歴史的な経緯もある。意見書案を「関係者が同じテーブルについて早急に議論して欲しい」といった前向きな文章に修正した方がよい。
 - →水利権と実取水量に乖離がある(水余りの)大阪市が「緊急時に水利権を売りたい」と発言しているようだが、水利権の更新の際には、必要最小限の水利権を算定して与える。河川管理者は大阪市の発言をどう考えているのか。これまで、どのような精査確認を行ってきたのか。
 - →水需要についてお聞きしてきたが、今後の人口動向や市としての施策が詰まっていないため、短期的な更新を行いながら、精査確認を続けている。実取水量と水利権に乖離があるものについては、中身についてお聞きしながら、水利権の見直しを行っていく必要があると考えている(河川管理者)。
 - →河川管理者は具体策をとらなかったのではないか。だからこそ、意見書案では「積極的に実施しようとする姿勢が見られない」とした。「利水者会議の立ち上げ」だけでは不十分ではないか。
 - →利水者会議の立ち上げについて意見書に書くのであれば、「早く、有効に立ち上げて、川上ダム の新規利水や異常渇水対策も含めて議論すべき」となるのではないか。
 - →老朽化した水源施設の改善等、既存水源の活用についても意見書に書いておいた方がよい。
 - →「常設の利水者会議」に実効性を持たせることが大切だ。水需要管理の実施までの具体的な手順 を原案に記述するように求めてはどうか。
 - →意見書には「利水者会議の早急な立ち上げ(テーマは川上ダムの新規利水と異常渇水対策)」「既存水源の活用」「水需要管理に向けた具体的な手順」を盛り込むよう、修正する。
- ・持続可能な社会のためには、利水施設を一元化するのではなく、市町村の個々の水源確保や水融通が 必要になってくる。意見書にも記述しておいた方がよい。
 - →持続可能な社会や緊急時のフェイルセーフシステムを目指すためには、たとえ冗長性があったとしても、継続的に安心・安全で廉価な水が供給できるのであれば、それでよいと考えている。
- ・一般傍聴者からの意見聴取がなされ、5名の一般傍聴者から「一般からの意見について議論がなされていない」「京都府営水道が天ヶ瀬ダム再開発事業で新規水利権を獲得しようとしている。河川管理者は精査確認したということだが、水需要予測の数値がどこから出てきたものかがわからない(参考資料1参照)。委員会は、これを精査確認するよう、意見を述べるべき」「原案に河川管理者の姿勢があらわれている(総論賛成、各論反対)。委員会は利水者会議のテーマについて明示すべき」「大阪市等の水利権の更新が曖昧だ。渇水対策会議は常設に切り替わったが、全く機能していない。常設の利水者会議を設置して、水全般について議論することが重要だ」「意見書案に一般からの意見をどう反映するのかがわからない。審議されるのか」といった発言がなされた(例示)。

〇意見書案「4. 個々のダム計画について (1) 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発事業」について

- ・琵琶湖の後期放流 1500m3/s についても、意見書に記述する必要がある。
 - →琵琶湖の後期放流については十分に議論できていない。他にも、積み残しになっている重要な項目があるので、意見書で例示しておく(「1.決定事項」の通り)。
- ・ダムの効果をどう判断するか。河道掘削による上流の流下能力増分を代替する措置が必要だ。大戸川 ダムは流水型で環境にも配慮しており、妥当な方法だ。下流の都市では越水量が問題になっており、 堤防の越水対策だけでは危険だ。
 - →桂川の掘削を行えば、下流で HWL を越えるため、大戸川ダムが必要というのが河川管理者の説明だった。HWL から堤防天端まで補強すれば、浸透洗掘による破堤は回避できる。下流の手当はもちろん必要だが、堤防補強だけではなく、複合的な対策をすべき。しかし委員会では、どのような対策を組み合わせればよいかといった総合的な議論がまだできていない。河川管理者から予算

も示されていない。

- ・河川管理者は「堤防天端まで浸透洗掘対策をするが、HWL を超えると波やうねりが堤防を越える。越水する と堤越は危険になるため、水位は HWL よりもできるだけ低くしたい」と説明されたが、当然、水位は上が らない方がよい。そのような説明ではなく、どうしても大戸川ダムが必要である理由を説明してほしい。
 - →例えば、水位が 17cm 上がると、下流の橋梁に流木等がたまり、水位が上昇し、橋梁の付け根の堤防が弱まる。下流部には、桁下が今でも低い箇所があり、より危険となる。また、HWL を超えれば、内水排水ポンプを停止するため、内水被害の危険性が高まる。できるだけ水位を下げておきたい。余裕高を確保できない状態では、越水を想定せざるを得ない(河川管理者)。
 - →問題は、大戸川ダムがどうしても必要な理由だ。大戸川ダムの水位低下効果 17cm は、ダム以外の方法で代替できる。しかも、計画規模洪水を少しでも超えれば、大戸川ダムがあっても HWL 越えてしまう。他の河川では、実績降雨でさえ、ダムがあっても HWL も超えるところがあるのだから、過渡期の計画である整備計画で必ずしも HWL 以下に抑えなくてもよいのではないか。これまでの河川管理者の説明では、説明責任を果たしていない。
- ・大戸川ダムの効果は限定的ではない。大戸川ダムは、本川の広範囲にわたって、17cm 水位を下げる。33 洪水(パターンとしては7洪水)のうち、HWL を越える2洪水の水位を下げるのは、計画論としては当然だ。
 - →2/33 をクリアすることが、過渡期の計画である整備計画において、大戸川ダムがどうしても必要な理由になるのかどうか。河川工学者はきちんと議論して欲しい。計画規模洪水で大戸川ダムができればHWLから 2cm 下がるが、計画規模洪水を数%でも超えれば、HWLを超えてしまう。大戸川ダムには水位低下効果はあるが、HWL以下に下げられる洪水は限定的だ。意見書案の「効果が発揮される洪水は極めて限定的であり」とはそういう意味なので、より正確に「宇治川・淀川に対して大戸川ダムは流量低減を行うものの、計算された対象洪水のうち、HWL以下に下げられる洪水は限定的」と修正したい。
- ・大戸川ダムには水位低下効果があるが、他の方法で代替できるのではないか(桂川の河道掘削の抑制、 枚方~三川合流の掘削等)。意見書では、ダム以外の対策が議論されていない点を指摘して欲しい。
- ・大戸川ダムの水位低下効果 17cm が「計算誤差の範囲」なのは事実だと思っている。他に適切な表現があれば教えて頂きたい。
- ・意見書案の「位置づける必要性・緊急性は認められない」という記述については、ダム以外の対策を十分に 検討できていない段階においては大戸川ダムの必要性・緊急性は認められないというように修正する。

○意見書案「4. 個々のダム計画について (2) 川上ダム」について

- ・第1段落については、大戸川ダムと同様の修正を行いたい。また、上野遊水地の越流堤の構造検討に ついて追加する。
- ・第2段落には、積極的な意味において、継続的に水資源を供給できる事業として川上ダムを支持する 声もあるということを書き込んで欲しい。
- ・第2段落には、合意した3章の内容(利水者会議の立ち上げ、テーマには川上ダムと異常渇水対策も 含まれる)を書けばよいと考えている。
- ・第3段落の「認められない」の表現には検討の余地があるとは思うが、「ダムの長寿命化対策を否定しているわけではないが、川上ダム抜きでもやれる可能性があり、その可能性をとことん検討して欲しい。そのために積極的に利水者との調整をお願いしたい」という意見書案の趣旨については、委員からの異論はなかったと思っている。よって、意見書案は、既存ダムの利水容量を活用する方策について利水者と調整するほか、環境改善策をも含めて積極的に計画を進めるべきといような修正を行う。

○意見書案「4. 個々のダム計画について (3) 丹生ダム」について

- ・異常渇水対策の「異常」をどう考えるか。発生頻度をどう評価するか。議論が必要だ。
- ・異常渇水対策容量は低水だけが対象だが、異常流況対策容量と修正して高水も含めて検討してはどうか。
- ・異常渇水容量はどこに貯めるのか。なぜ既往最大渇水が「過大」なのか。意見書案は、誰が読んでも わかるように修文すべきだ。
 - →異常渇水対策容量を丹生ダムと琵琶湖のどちらに貯めるかという議論ではなく、そもそも異常渇水対策容量が必要なのかどうかという議論だった。また、全国的には戦後最大渇水を対象にしているが、原案ではなぜ既往最大を対象にしているのかという議論もあった。いずれも委員からの異論がなかったので、意見書案に記述した。異常渇水対策容量の規模や対象渇水については、まだ委員会で議論できていないというような修正を行いたい。
- ・操作規則の根本的な見直しについても意見を述べた方がよい。
 - →第1次、第2次委員会では議論してきたが、意見書案には触れられていない(第三次委員会では 積み残しになっている)重要な項目については、別途、記述する。
- ・一般傍聴者からの意見聴取がなされ、10名から「丹生ダムの地元では、水面のある多目的ダムを要求している。委員長は丹生ダムで異常渇水対策容量が必要と考えているのか。委員長、副委員長は行司役に徹するべき」「平成6年の木津川上流の渇水時、上野市上水道で渇水で困っていたという新聞記事はなく、逆に水道事業が儲かったことが示されている。守田水源が活躍し、許可水利権量を上回る取水がなされていたと推察される。早くから木津川自流水から0.358m3/s以上の取水が行われており、これを河川管理者が把握していなかったとは言えない。川上ダムの地元の雨量観測データによると5月前段階までの降雨量が

非常に少なく、利水面で川上ダムが果たせる役割は小さい」「委員長は3年前の川上ダムの決起集会にお いて、地元の方を思うと胸が裂かれる思いがする、開発水量の減量があるかもしれないが川上ダムは必要 であり、長年の経緯を受け止め迅速に努力すると述べた。この言葉を信用してきた」「1500m3/s 放流あり きの委員がいるが、これは問題だ。河川環境の調査や放流トンネルの安全性、1500m3/s 放流の必要性・緊 急性についての検討が不十分。後期放流を16日間も続けるのは危険で、住民の受忍限度を超えている。 委員会で審議して欲しい」「川上ダムの地元住民はどうすればよいのか。議論して欲しい。伊賀市では水 を待っている人もいる」「ダムに賛成の委員が少ない。ダムの効果は限定的でもよい。いつ大洪水が来る かわからない。委員会は地元の意見を聴くべき」「戦後最大洪水の1.5倍や2.0倍対応はオーバースペッ クだという意見が委員から出されているが、いかなる洪水でも壊滅的な被害を回避するというのが委員会 と河川管理者の共通の目標だったはずだ」「大戸川ダムの地元では、たびたび洪水に見舞われ、被害を受 けてきた。ダムの早期完成を願う。原案の対策が最善だ。地元の意見を受け止めた意見書を」「堤防天端 までの補強は大変よいことだ。しかし、何故、これまでの補強は HWL までだったのか。委員会は、ダムの 効果を認めながらも、原則として建設しないとした。委員にはこれまでの委員会の議論を勉強して欲し い。委員会は、これまでと同様に、住民と共に歩んで欲しい」「河川管理者と河川工学者には、ダムは最 後の手段だという基本的な視点が欠落している。ダムは、水位を下げる効果があるからという程度の理由 で造るものではない。意見書には大戸川ダムの附帯工事について記述して欲しい。高時川の洪水対策は堤 防強化を優先すべき」といった発言がなされた(例示)。

○意見書案「4. 個々のダム計画について (4) ダム全般」について

- ・第1段落については、意見書の趣旨に添った委員意見が多い。意見を参考に、意見書案を修文する。
- ・第2段落は削除して頂きたい。個々のダムの効果は大きくはないが、複数のダムの相乗的な効果がある。この段落では、淀川水系のさまざまな治水施設でどのような治水効果をあらわすかについて書くべきだ。ダムの効果を否定するような意見ではなく、効果があるものはあるものとして評価すべき。
 - →「数字のつじつま合わせ」という意見書案の記述の意味は、ダム前提で他の案を本気で検討していないということだろう。意見書では、他の対策を検討する必要があるという点を強調すべき。また、 環境についても、ダム建設による環境への影響しか検討していないという点も指摘しておくべき。
 - →もともとダム事業があった。ダムに合意して、移転もしたのに、今更なぜやめるのかという地元 のご意見も頂いている。その辺りも含めて、ダム、堤防強化、スーパー堤防、高品位堤防、河道 改修等を並行して進めればよいと考えている。
 - →岡田委員の意見をベースに、歴史や地域の問題に関する意見を加味して、意見書案を修正する。
- ・第3段落の「顕著な効果が認められない」という記述は、効果の中身が原案に書かれていないという 指摘だと思う。きちんと趣旨がわかるように書いて欲しい。
 - →河川管理者が示したB/Cでは議論にならないという意見もあった。効果に見合う投資なのかど うか、委員会では議論できていない。ご意見を踏まえて、意見書案を修正する。
- ・第4段落の「認められない」は意見書の位置づけ次第だろう。委員の意見を一本化する必要があるのか。
 - →一本化すると決めたわけではないが、一本化するのが望ましい。そのための努力をしている。「認められない」は適切な表現に修正する。これまでの河川管理者のダムの必要性・緊急性に関する説明では、委員会は「OK、もうやりましょう」とはなっていない。この点を踏まえて、修正する。

○意見書案 表紙について

- ・委員会の最終意見だと誤解されないように、審議は不十分で現時点までの意見書だという点を踏まえて修正する。また、意見書案には書かれてないが、積み残しになっている重要な項目を例示する。
- ・第2段落では「原案を見直し、再提示されるよう求める」としている。意見書案に関する審議の中で、 委員から、堤防補強の実施、予算提示、利水者会議の立ち上げ等について意見が出された。原案の中 身が変わる可能性もある。変わるところは変えてもらって、積み残しの議論も含めて、議論したい。
 - →最終的な意見書ではないので、河川管理者にフィードバックを要請することに賛成する。
 - →河川管理者にもスケジュールがある。原案の再提示は難しいのではないかと考えている。
 - →積み残しの議論と並行して審議を進める必要がある。意見を言っただけでは「聴きました」で終わる可能性もある。フィードバックを求めるのは委員会の責任だ。原案の再提示を求めたい。
- ・一般傍聴者からの意見聴取がなされ、3名から「委員会はルール (3月末の意見書提出、意見統一に限らない審議) に則った審議をすべき。丹生ダム地元の行政としては、整備計画を早く策定して欲しい。ダムに翻弄されてきた住民のための計画をお願いしたい」「意見書では問題点をしっかり指摘して欲しい。ダムの功罪のうち、罪についてもきちんと指摘して欲しい。ダム群になれば、罪も群になる。これを反省して河川法も改正した」「意見書案の「認められない」「姿勢が見られない」は妥当。河川管理者は、余野川ダムの利水調整には全く関わらなかった。余野川ダムの基本計画は廃止された。原案の修正が必要。大戸川ダムの必要性にも疑問が出てくる。ダムの地元へのケアについてもしっかり検討して欲しい」といった発言がなされた(例示)。

DIF